

松前町出産世帯応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、育児用品、時短家電及び省エネ家電（以下「育児用品等」という。）を購入する対象児童の父又は母に対し、町が予算の範囲内において松前町出産世帯応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、育児に係る経済的負担の軽減を図り、もって安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象児童」とは、令和5年4月1日以降に出生した児童であつて、町内に住所を有し、かつ、居住するものをいう。

(補助の対象となる育児用品等)

第3条 補助の対象となる育児用品等は、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助を受けることができる者は、令和5年4月1日以降に対象児童の出生により当該対象児童の父となった者及び当該対象児童の母となった者（ひとり親である者、未婚である者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者並びに対象児童と特別養子縁組をした者を含む。）（以下「父母等」という。）であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 父母等のうちいずれかが松前町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されていること。
- (2) 補助金の交付申請をする日において、父母等のうちいずれかが、対象児童と現に同居し、かつ、対象児童を養育していること。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144条）に基づく保護を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、里帰り出産により町内に居住する者は、補助対象者とししない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、対象児童に係る母子健康手帳の交付日から対象児童が1歳に達する日までの期間に購入し、支払を完了した育児用品等の購入に要する経費（消費税、送料又は配達料及び設置工事費を含み、家電リサイクル料金、処分費用、中古品、付属品等の購入に係る費用を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額（補助対象経費が他の制度により育児用品等の購入費用に対する補助金等の対象となる場合は、当該補助金等の対象となる補助対象経費の額を控除した額）とし、対象児童の出生の日において父母等のいずれもが36歳未満の場合にあつては対象児童1人当たり30万円、36歳以上の場合にあつては対象児童1人当たり20万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、出産世帯応援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 育児用品等の見積書又はこれに類する書類
- (2) 育児用品等の仕様が分かる書類

(3) 町税の納税状況確認同意書（様式第2号）

(4) 対象児童の父母等のうちいずれかが松前町の住民基本台帳に記録されていない場合にあっては、当該父母等の年齢が確認できる書類

(5) 特別養子縁組により対象児童を養育する者にあっては、戸籍謄本
（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し出産世帯応援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ出産世帯応援補助金事業変更承認申請書（様式第4号）に変更後の第7条第1号又は第2号に掲げる書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金額に変更がない場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは出産世帯応援補助金変更承認通知書（様式第5号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ出産世帯応援補助金事業廃止届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日までに、出産世帯応援補助金実績報告書（様式第7号）に育児用品等の代金の支払を証する書類の原本を添付して、町長に提出しなければならない。

（額の確定）

第12条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、出産世帯応援補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、出産世帯応援補助金交付請求書（様式第9号）により当該補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第15条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第16条 町長は、補助金の交付に関して必要に応じ、補助事業者に対し、検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第17条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第10条に規定する廃止届出書の提出があったとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) その他補助事業の実施について不正の行為があったとき。

(財産の管理及び処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得した1万円以上の育児用品等(以下「取得財産」という。)については、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。ただし、取得財産の耐用年数を経過したときは、この限りでない。

(書類の整理及び保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の松前町出産世帯応援補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以降の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月26日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の松前町出産世帯応援補助金交付要綱の規定及び第2条の規定による改正後の松前町出産世帯応援補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以降の申請に係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月24日から施行する。
- 2 改正後の松前町出産世帯応援補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年9月3日から施行する。
- 2 改正後の松前町出産世帯応援補助金交付要綱第4条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

育児用品等

対象区分	分類	品目
育児用品	授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等
	衛生用品	おしりふき、ベビークリーム等
	外出用品	チャイルドシート、ベビーカー等
	備品	ベビーベッド、ハイローチェア、空気清浄機、寝具等
	玩具、絵本	幼児用玩具、絵本等
時短家電	家事関連用品	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い乾燥機
	調理関連用品	オーブンレンジ、トースター、炊飯器、自動調理器（電気圧力鍋、電動ポット等）、フードプロセッサー
省エネ家電	生活関連用品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、エアコン、照明器具、温水機器

注1 省エネ家電は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第165条の規定による統一省エネラベル2つ星以上の家電製品（資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に多段階評価点が掲載されている製品又はそれらと同等の省エネ性能が認められる製品に限る。）を対象とする。

2 エアコンにあつては、新基準（目標年度2027）での評価点を基準とする。